

色麻町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考)平成28年度 の人件費率
平成 29年度	人 6,997	千円 4,532,513	千円 154,686	千円 886,901	% 19.6	% 19.3

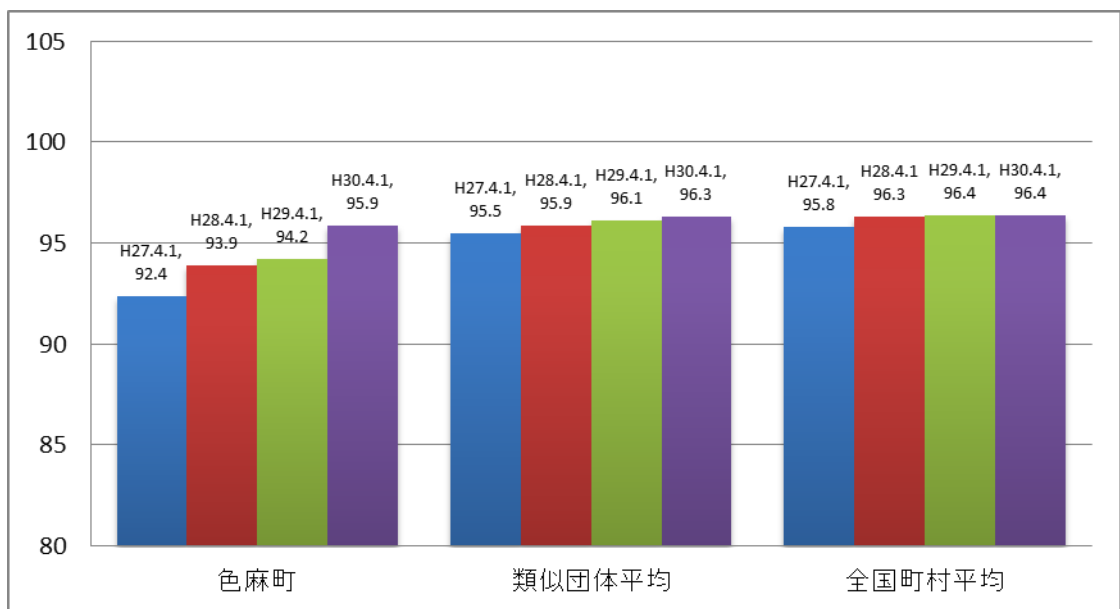
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
平成 29年度	人 98	千円 344,743	千円 43,624	千円 132,868	千円 521,235

(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 5,318	千円 5,523

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①職員数が少ないため、経験年数階層内の職員分布が変わると、指数変動が顕著に表れる。現時点では指数が100を超えていないため、改善は見送る。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 色麻町: 支給対象外地域 ※国と同様に見直しを実施。支給当該地域に勤務した場合、その割合に応じて支給。

(実施時期) 平成27年4月1日

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成30年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
色麻町	43.3歳	296,100円	329,600円	324,197円
宮城県	43.1歳	327,050円	413,909円	369,953円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
類似団体	41.5歳	304,556円	350,996円	329,554円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
色麻町	53.0歳	7人	278,600円	289,600円	289,979円	—	—	—	—
うち調理員	55.2歳	4人	279,500円	281,050円	282,567円	調理士	44.0歳	252,600円	1.11
うち用務員	50.1歳	3人	277,500円	300,312円	299,861円	用務員	55.6歳	207,200円	1.45
宮城県	52.9歳	—	324,106円	—	357,326円	—	—	—	—
国	50.7歳	2,553人	286,817円	—	328,637円	—	—	—	—
類似団体	49.5歳	5人	277,651円	302,228円	289,378円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
色麻町	—	—	—
うち調理員	4,590,629円	3,328,100円	1.38
うち用務員	4,787,250円	2,808,700円	1.70

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成27~29年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区 分		色 麻 町	宮 城 県	国
一般行政職	大学卒	179,200円	187,100円	179,200円
	高校卒	147,100円	152,600円	147,100円
技能労務職	高校卒	144,500円	150,300円	—
	中学卒	128,900円	133,600円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

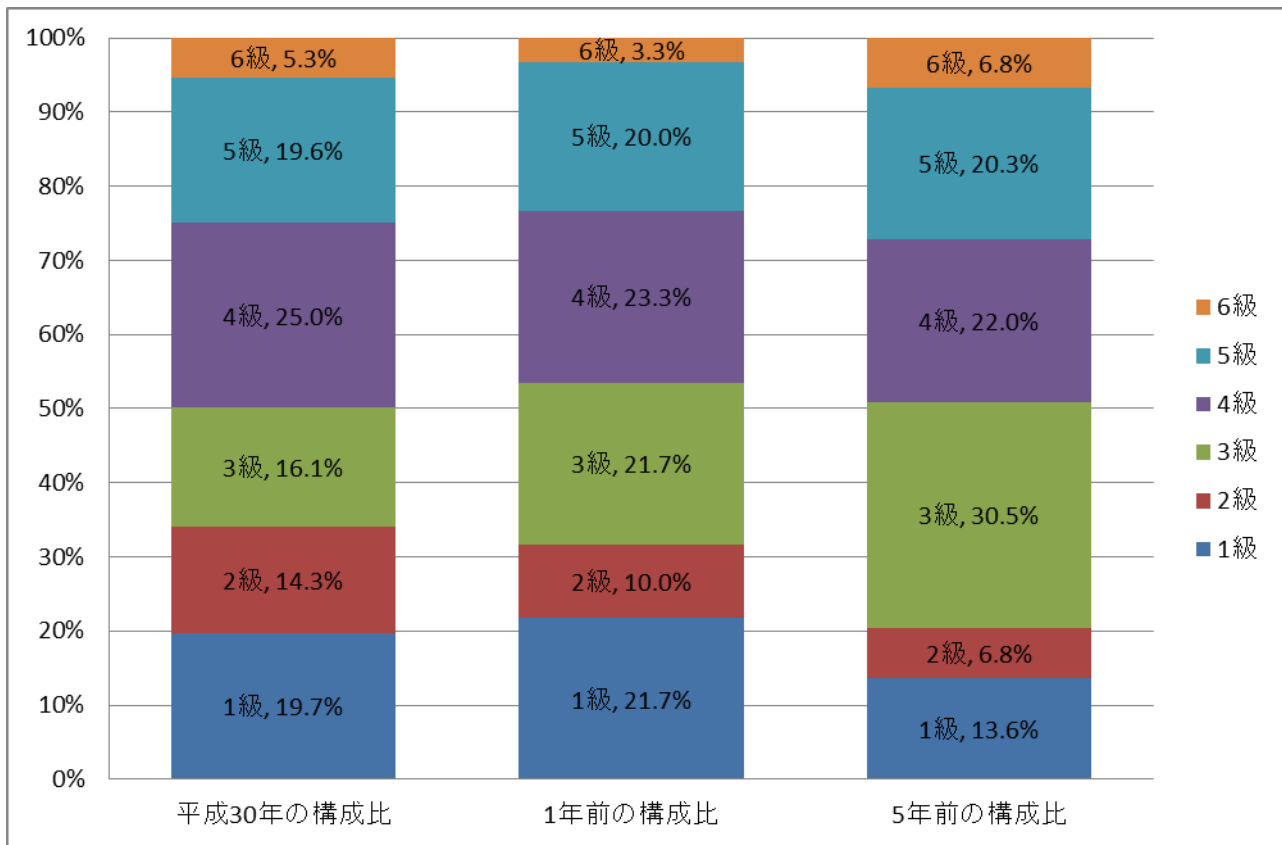
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	254,100円	361,500円	— 円	— 円
	高校卒	202,400円	310,567円	354,733円	369,700円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	272,850円	278,133円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師、栄養士、保育士、保健師及び教諭の職務	11人	19.7%	142,600円	247,100円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務	8人	14.3%	192,700円	303,800円
3 級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の職務 (主幹、係長、主査)	9人	16.1%	228,900円	349,600円
4 級	困難な業務を処理する課の課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の職務 (課長補佐、次長)	14人	25.0%	262,000円	380,600円
5 級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の職務 (課長、局長、所長)	11人	19.6%	288,000円	392,600円
6 級	特に重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の職務 (課長、局長、所長)	3人	5.3%	318,500円	409,800円

- (注) 1 色麻町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況（色麻町）

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

色 麻 町	宮 城 県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,375千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,756千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況 (色麻町)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(平成30年4月1日現在)

色 麻 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(割増率2～20%)			定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額		20,720千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都 特別区	20%	— 人	20%
多賀城市	10%	— 人	10%
仙台市 富谷市	6%	— 人	6%
名取市 利府町	3%	— 人	3%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）		95.9 (95.9)	

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	15,084千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	159千円
支給実績（28年度決算）	13,949千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	144千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	1. 子 10,000円 2. 子以外の扶養親族 6,500円 3. 扶養親族である子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円を加算	同じ	—	9,285 千円	238,077 円
住居手当	1. 借家・借間に居住している職員 ア月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 【家賃】－12,000円 イ月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(【家賃】－23,000円)÷2 (限度額27,000円)	同じ	—	2,635 千円	239,545 円
通勤手当	1. 交通機関の利用者 月額55,000円を限度に支給 2. 自家用車等の使用者 使用距離(片道)に応じ、2,000円～31,600円を支給	同じ	—	4,871 千円	52,946 円
管理職手当	課長等の職にある者に支給 5級の職員 49,600円 39,600円(参事) 6級の職員 51,900円 41,500円(参事)	同じ	—	8,564 千円	570,933 円
単身赴任手当	転勤により住居を移転し、配偶者と別居して単身で生活する職員 月額30,000円+加算額	同じ	—	— 千円	— 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)に色麻町の区域にて在勤する職員に対して支給 世帯主である職員 ・扶養親族のある職員 17,800円 ・その他の世帯主の職員 10,200円 その他の職員 7,360円	異なる	4級地として支給	6,116 千円	58,248 円
休日勤務手当	休日(祝日・年末年始)において正規の勤務時間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給 支給額=1時間あたりの給与額× 135/100×勤務時間数	同じ	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給 支給額=1時間あたりの給与額× 25/100×勤務時間数	同じ	—	— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給 宿日直手当 4,200円 半日直手当 2,100円 (5時間未満の場合)	同じ	—	— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により勤務した際に支給 1. 週休日又は休日等に勤務した場合 勤務1回につき 6,000円 2. 週休日等以外の日の深夜(午前0時から午前5時)に勤務した場合 勤務1回につき 3,000円	同じ	—	69 千円	5,750 円
災害派遣手当	災害応急対策等のために国又は他の地方公共団体から派遣された職員が、住所又は居所を離れて色麻町の区域に滞在する場合に支給 公用の施設又はこれに準ずる施設 滞在期間 ・30日以内 2,430円 ・31日以上60日以内 2,430円 ・60日以上 2,430円 その他の施設 滞在期間 ・30日以内 4,000円 ・31日以上60日以内 3,550円 ・61日以上 3,110円	同じ	—	— 千円	— 円

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	870,000 円 (— 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 市 町 村 長	646,000 円 (— 円)	870,000 円 / 345,000 円	653,000 円 / 360,000 円
報 酬	議 長	323,000 円	365,000 円 / 200,000 円	
	副 議 長	245,000 円	316,000 円 / 168,000 円	
	議 員	229,000 円	301,000 円 / 143,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(平成29年度支給割合) 3.25 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成29年度支給割合) 3.25 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.44 給料月額×在職月数×0.26	(1期の手当額) 18,374,400円 8,062,080円	(支給時期) 任期毎 任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

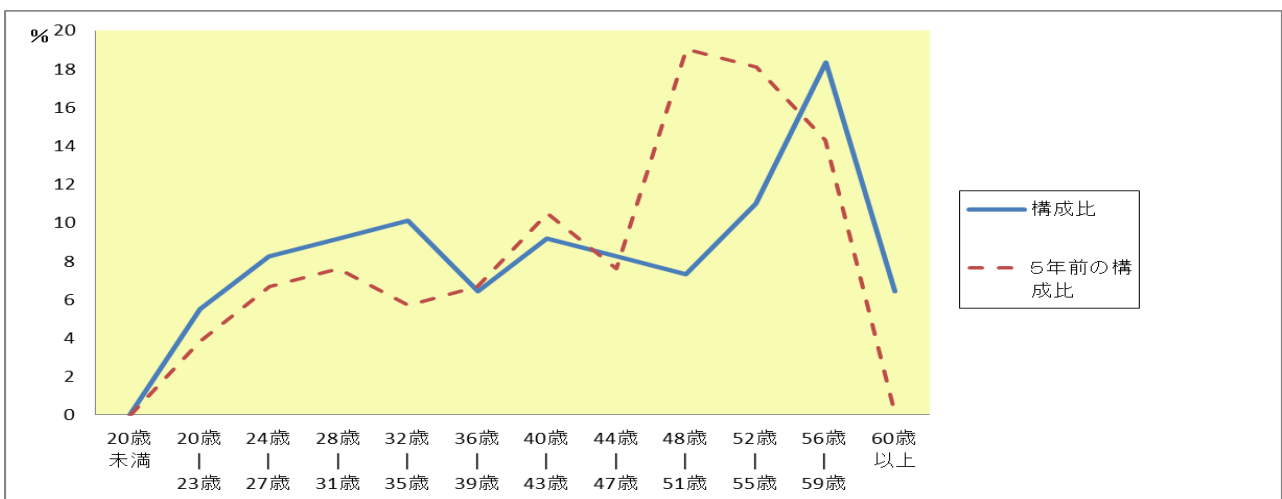
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成30年	平成29年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2人	2人	0人	※教育保育施設整備事業に関する増員。 ※再任用短時間勤務職員の配置による減員。 ※再任用短時間勤務職員の配置による減員。
		総務	20人	20人	0人	
		税務	5人	5人	0人	
		民生	28人	27人	1人	
		衛生	7人	7人	0人	
農林商工		10人	11人	▲1人		
土木	3人	4人	▲1人			
	計	75人	76人	▲1人	<参考> 人口1万人当たり職員数 107.18人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 107.04人)	
	教育部門	21人	22人	▲1人	※教育保育施設整備事業を子育て部門で一元管理としたことによる減員。	
	消防部門	—	—	—		
	小計	96人	98人	▲2人	<参考> 人口1万人当たり職員数 137.20人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 129.23人)	
公営企業計等部門	水道	3人	3人	0人		
	下水道	2人	2人	0人		
	その他	8人	9人	▲1人		
	小計	13人	14人	▲1人		
合計			109人	112人	—	<参考> 人口1万人当たり職員数 155.78人
			[120人]	[120人]	[]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成30年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	0人	6人	9人	10人	11人	7人	10人	9人	8人	12人	20人	7人	109人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年 度						過去5年間の増減 数(率)
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
一般行政	71	70	72	75	76	75	4 (5.6%)
教育	21	24	24	22	22	21	— ()
消防	—	—	—	—	—	—	— ()
普通会計計	92	94	96	97	98	96	4 (4.3%)
公営企業等会計計	14	16	16	15	14	13	▲1 (▲7.2%)
総合計	106	110	112	112	112	109	3 (2.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 29年度	172,228	18,032	16,595	9.63	10.99

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村水道事業 平均一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
平成 29年度	4	11,834	1,000	3,761	16,595	4,148	6,148

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
色 麻 町	42.3歳	286,966円	413,327円
団 体 平 均	44.2歳	341,066円	511,425円
事 業 者	一 歳		一 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

色 麻 町	色麻町（一般行政職）
1人当たり平均支給額（29年度） 1,253 千円	1人当たり平均支給額（29年度） 1,375 千円
（29年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.80月分 （1.45）月分 （0.85）月分	（29年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.80月分 （1.45）月分 （0.85）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

色 麻 町	色麻町（一般行政職）
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～20%） 1人当たり平均支給額 — 千円 （支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～20%） 1人当たり平均支給額 20,720千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	— 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
東京都 特別区	20%	— 人	20%
多賀城市	10%	— 人	10%
仙台市 富谷市	6%	— 人	6%
名取市 利府町	3%	— 人	3%

エ 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	710千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	177千円
支給実績（28年度決算）	823千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	206千円

- （注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 制度との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	1. 子 10,000円 2. 子以外の扶養親族 6,500円 3. 扶養親族である子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円を加算	同じ	—	354 千円	354,000 円
住居手当	1. 借家・借間に居住している職員 ア月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 【家賃】 -12,000円 イ月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(【家賃】 -23,000円)÷2 (限度額27,000円)	同じ	—	234 千円	234,000 円
通勤手当	1. 交通機関の利用者 月額55,000円を限度に支給 2. 自家用車等の使用者 使用距離(片道)に応じ、2,000円～31,600円を支給	同じ	—	186 千円	62,000 円
管理職手当	課長等の職にある者に支給 5級の職員 49,600円 39,600円(参事) 6級の職員 51,900円 41,500円(参事)	同じ	—	— 千円	— 円
単身赴任手当	転勤により住居を移転し、配偶者と別居して単身で生活する職員 月額30,000円+加算額	同じ	—	— 千円	— 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)に色麻町の区域にて在勤する職員に対して支給 世帯主である職員 ・扶養親族のある職員 17,800円 ・その他の世帯主の職員 10,200円 その他の職員 7,360円	同じ	—	191 千円	63,666 円
休日勤務手当	休日(祝日・年末年始)において正規の勤務時間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給 支給額=1時間あたりの給与額× 135/100×勤務時間数	同じ	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給 支給額=1時間あたりの給与額× 25/100×勤務時間数	同じ	—	— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給 宿日直手当 4,200円 半日直手当 2,100円 (5時間未満の場合)	同じ	—	— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により勤務した際に支給 1. 週休日又は休日等に勤務した場合 勤務1回につき 6,000円 2. 週休日等以外の日の深夜(午前0時から午前5時)に勤務した場合 勤務1回につき 3,000円	同じ	—	— 千円	— 円
災害派遣手当	災害応急対策等のために国又は他の地方公共団体から派遣された職員が、住所又は居所を離れて色麻町の区域に滞在する場合に支給 公用の施設又はこれに準ずる施設 滞在期間 ・30日以内 2,430円 ・31日以上60日以内 2,430円 ・60日以上 2,430円 その他の施設 滞在期間 ・30日以内 4,000円 ・31日以上60日以内 3,550円 ・61日以上 3,110円	同じ	—	— 千円	— 円